

中札内村パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、村の基本的な政策等に対して村民が意見を述べる機会を保障し、政策形成過程への村民参加を促進するとともに、村民への説明責任を果たすことで、村政運営の透明性の向上を図り、村民との協働によるまちづくりの推進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、村の基本的な政策等の策定過程において、その趣旨、目的、内容等を村民に公表し、意見及び提言、情報等(以下「意見等」という。)を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その寄せられた意見等に対する村の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、村長及び教育委員会をいう。

3 この要綱において「村民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 村内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 村内の学校に在学する者

(対象)

第3条 本手続の対象となる村の基本的な政策・条例等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等村の基本的政策を定める計画及び個別行政分野において広く村民生活に影響を与える計画等の策定又は改定
- (2) 村の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 広く村民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃(金銭徴収に関するものを除く。)
- (4) 広く村民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めたもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本手続の対象としない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 政策等の策定にあたり、同様の手続が法令その他の規定により定められているもの

- (3) 政策等の策定にあたり、実施機関の裁量の余地が少ないもの、その他政策等の性質上本手続きに適さないもの
 - (4) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
 - (5) 附属機関又はこれに準ずる機関において、本手続きに準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を決定するもの
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、本手続を行うことが必要と認める場合には、この要綱による手続を行うことができる。

(公表の時期)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、当該政策等の意思決定を行う前に相当な期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該政策等の案を村民が理解するために必要な資料を併せて公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう努めなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 村ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
 - (3) 前号に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて説明会の開催、村の広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法により公表するものとする。
- 2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

(意見等の提出方法)

第7条 実施機関は、村民が政策等の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、公表の日から20日以上期間を設けて、意見等の提出を受けるものとする。

- 2 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする村民は、住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正した場合における当該修正内容を公表しなければならない。ただし、中札内村情報公開条例(平成12年9月27日条例第37号)第6条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 前項の規定による公表の方法については、第6条第1項の規定を準用する。

4 意見等の提出者の氏名その他の個人情報公表しない。

(一覧表の作成等)

第9条 実施機関は、本手続を行っている案件の実施状況の一覧表を作成し、村のホームページを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

(経過規定)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。